

毎月の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			◎		○		○			○		
固定資産税		◎		○					○			
国民健康保険料	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○
軽自動車税	◎											

- ① 口座振替の明細及び振替済の通知はいたしません。
- ② 振替予定額は、左の表の最初の納期(◎印)に通知します。
- ③ 口座振替の結果は、通帳で確認してください。

《市県民税等や国民健康保険料の通知》
 ① 口座振替の明細及び振替済の通知はいたしません。
 ② 振替予定額は、左の表の最初の納期(◎印)に通知します。
 ③ 口座振替の結果は、通帳で確認してください。

口座振替納付明細書・振替済通知書の廃止について

《水道料の通知》
 ① 検針日に、お知らせ票にて通知します。
 ② 希望される方には振替済通知書を送付します。そのため、今後の納付(口座振替)情報は、預金通帳の記載内容にて確認していただくこととなります。

住民税、固定資産税の納付方法を変更希望される方へ

《下水道使用料の通知》
 ① 下水道使用料を口座振替で納付される方は、毎月使用料の通知に合わせ振替額及び振替済額を通知します。
 ② この通知が必要ない場合は、建設部下水道課へお問い合わせください。

提出先窓口：市内金融機関

前年は、前納報償金が廃止された年であったため、該当の方に「全期前納納付から期別納付への変更届書」を送付し、これを受け付けていましたが、本年はこの取扱はいたしませんのでご理解ください。

提出先窓口：市内金融機関

なお、用紙は市内金融機関、市役所管理課、各統合センター窓口にて用意しています。

雲南市からのお知らせ

おめでとうございます

◎読売新聞社 第34回医療功労賞受賞
 陶山 吉朗さん(三万屋町三万屋)
 多年にわたり地域医療の推進に努め、また平成記念病院の開院、特別養護老人ホーム梅里苑の開設など保健・医療・福祉の連携と向上に寄与された功績により



◎第13回しまね景観賞奨励賞受賞
 斐伊川水辺の楽校 雲南市
 島根の魅力ある景観として、斐伊川の水辺の楽校(木次町地内)が選定され、奨励賞を受賞しました。

◎退任人権擁護委員法務大臣感謝状
 松田昭義さん(大東町仁和寺)
 勝部 昇さん(吉田町深野)

軽自動車・二輪車の異動手続はお早めに

市民部税務課
 ☎0854・40・1034
 軽自動車税は、4月1日現在の軽自動車、二輪車などの所有者に課される税です。軽自動車、二輪車などが不要になったり譲渡されたとき、その手続をしないまま4月1日を経過した場合、前年度に引き続き軽自動車税が課税されますので3月中の手続をお奨めします。

- 125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車
 市役所税務課・各総合センター
- 126cc～250ccの軽自動車
 島根県軽自動車協会(松江市馬潟町)
 ☎0852・37・0046
- 251cc以上の二輪小型自動車
 中国運輸局島根陸運支局(松江市馬潟町)
 ☎050・5540・2071

お詫びと訂正
 ●市報うんなん2月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
 16P、雲南市からのお知らせ まちづくりフォーラム
 (誤) 主催 雲南市まちづくり会議、共催 地域委員会・雲南市
 (正) 主催 雲南市、共催 地域委員会・雲南市まちづくり会議

国民年金の種別変更の手続きは忘れずに行いましょう

市民部市民生活課
 ☎0854・40・1031
 日本国内に居住の20歳から60歳までの方は国民年金制度に加入しなければなりません。加入の種別は次の3つに分かれており、種別が変更となった場合は届出が必要となります。

- ◆国民年金第1号被保険者
 ◆学生、自営業者等
 (国民年金第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方)
- ◆国民年金第2号被保険者
 ◆会社員、公務員等
 (厚生年金保険、共済年金保険等被用者年金に加入している方)
- ◆国民年金第3号被保険者
 ◆会社員等に扶養されている配偶者
 (国民年金第2号被保険者である夫、又は妻に扶養されている配偶者)

60歳を超えた方、あるいは海外にお住まいの日本人の方などは、国民年金に任意加入することができます。加入条件や、手続きの方法は市役所市民生活課、お近くの総合センター総合調整課、または社会保険事務所へご相談ください。

今年4月から雲南市単独の乳幼児等医療費助成制度が始まります

市民部市民生活課
 ☎0854・40・1031
 安心して子供を生育する子育て支援の充実を図る観点から、雲南市では平成18年4月1日より乳幼児等医療費の単独助成をおこないます。

医療費自己負担限度額	現行制度 (H17.10~H18.3)	対象者
雲南市単独助成制度 (H18.4~)	本人負担額/医療費の1割 通院: 1か月: 1,000円 入院: 1か月: 2,000円 薬局等: 本人負担なし (所得制限なし)	3歳以上 小学校就学前児
	本人負担額/医療費の1割 入院: 1か月: 2,000円 (所得制限なし)	就学後20歳未満 児の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院

※3歳未満児については、現行制度と変わりません。
 ◎平成18年4月1日以降の受診から適用になります。



「差額分の助成申請手続きについて」
 次のものを持参の上、手続きをしてください。
 必要な書類/領収書、乳幼児医療証、加入健康保険証、印鑑、振込口座のわかるもの
 申請場所/各総合センター総合調整課または市役所市民生活課

こんなときは…	こんな届出を…	届出先
会社を退職して求職中。会社から独立して自営業者になった。	《第2号被保険者から第1号被保険者へ変更》の届出	市役所市民生活課、または総合センター総合調整課
配偶者の扶養に入っていたが、配偶者が会社を退職した。配偶者の扶養に入っていたが、配偶者が会社から独立して自営業者になった。	《第3号被保険者から第1号被保険者へ変更》の届出	配偶者のお勤めの会社
会社員と結婚したので、私は退職し、配偶者の扶養に入った。	《第2号被保険者から第3号被保険者へ変更》の届出	ご本人がお勤めの会社
会社を退職し自宅で手伝いをしていたが、会社員と結婚し、配偶者の扶養に入った。	《第1号被保険者から第3号被保険者へ変更》の届出	市役所市民生活課、または総合センター総合調整課
会社員である配偶者の扶養に入っていたが、自分も会社勤務することになった。	《第3号被保険者から第2号被保険者へ変更》の届出	不要
求職中だったが、会社に就職した。短期アルバイトだったがフルタイム雇用になった。	《第1号被保険者から第2号被保険者へ変更》の届出 <small>※ただし、1号喪失という形となるので、市役所窓口、又は総合センターにも1号喪失の届出をお願いします。</small>	
学生、自営業者が20歳になった。	《第1号被保険者に加入》	
会社員が20歳になった。	《第2号被保険者に加入》 <small>※既に会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出されているので国民年金の届出は不要です。</small>	